

事務担当者各位

北はりま消防本部消防部予防課長

スプリンクラーヘッドを省略できる部分の取扱いについて（通知）

消防法施行令第 3 2 条を適用し、スプリンクラーヘッドの設置を省略できる部分の取扱いは、下記によること。

記

1 兵庫県消防用設備等の特例基本基準により省略できる部分

不燃材料で造られている防火対象物若しくはその部分において火災の発生のおそれが著しく少ないと認められるもの又は防火対象物において出火源となる設備、物件が原動機、電動機等で火災の発生のおそれが著しく少なく、延焼拡大のおそれがないと認められるもので、次の各号に定める部分とする。この場合、スプリンクラーヘッドを省略できる部分に対する屋内消火栓設備又は補助散水栓による警戒についても、兵庫県消防用設備等の特例基本基準により省略できる部分とする。

(1) 倉庫（物置）、塔屋部分等で不燃性物件のみを収納するもの。

(2) 室内プール又は室内スケート場（滑走部分に限る。）等の用途に供する部分。

2 消防法施行規則第 1 3 条第 3 項に定める部分に準じて省略できる部分。なお、当該部分に対する屋内消火栓設備又は補助散水栓による警戒については、前項に準じた取扱いとする。

(1) 冷凍室、冷蔵室の内部。

(2) 金庫室で、当該室内の可燃物品がキャビネット等に格納されており、かつ、金庫室等の開口部に特定防火設備又はこれと同等以上のものを設けてある場合。

3 その他の部分

奥行 6 0 c m 以下又は 1 m²未満の収納庫等（押入れ、クローゼット、物入れ、ショーケース等）で、当該部分の天井が不燃材料で造られており、かつ、前面側のヘッドで有効に警戒されている部分。この場合、スプリンクラーヘッドを省略する部分は、前面側のヘッドで有効に包含されているものとみなす。